

住民監査請求
監査結果報告書

平成29年10月6日

富田林市監査委員

富田林市職員措置請求に係る監査結果

(平成29年8月10日付け請求分)

〈市長の公用車及び交際費の使用用途に係る住民監査請求〉

目 次

第1	監査の請求	P 1
1	請求人	P 1
2	監査請求書の提出	P 1
3	請求の内容(要旨)	P 1
4	事実証明書について	P 2
5	請求の受理	P 2
第2	監査の実施	P 3
1	監査対象事項	P 3
2	監査対象部局	P 3
3	監査対象部局の意見書の提出及び陳述等	P 3
4	請求人の証拠の提出及び陳述	P 7
第3	監査の結果	P 8
1	審査請求の期間について	P 8
2	副市長の公用車使用について	P 9
3	各財務会計上の行為—市長公用車使用について	P 9
4	各財務会計上の行為—市長交際費の支出について	P 12
5	結論	P 13
6	意見	P 13

第1 富田林市職員措置請求（以下「本件請求」という。）

1 請求人

住所 富田林市〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

住所 富田林市〇〇〇

氏名 〇〇 〇〇

2 富田林市職員措置請求書の提出

平成29年8月10日

3 請求の内容（要旨）

（1）富田林市長に対する措置要求の要旨は以下のとおりである。

ア 当初申立分

平成28年度の公用車使用簿（クラウン）を精査したところ、市長が結婚式や葬儀等の私的な会合へ行くために使用していることが判明した。

これらは、公務性が否定され違法な公金支出となる。よって、富田林市が被った損害金を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求する。

イ 平成29年9月19日追加申立分

平成28年度の市長交際費を調査したところ、供花及び桜を公費から支出していることが判明した。

これらは、公職選挙法第249条の2に違反する違法な公金支出となる。よって、富田林市が被った損害金3万2,800円を補填するために必要な措置を講ずべきことを併せて請求する。

（2）公務として許容される範囲

この点につき、最高裁判所平成18年12月1日判決（民集60巻10号3847号。武蔵野市長交際費事件）は、「普通地方公共団体も社会的実体を有する者として活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。」と判示し、公金使用について基本的に容認するのが裁判所の考え方だといえる。しかし、前記最高裁判決から約4年後の東京高裁平成22年9月16日判決（甲6号証）は、市長の結婚式出席については、公務性を否定し「市長が私的な会合において市の現状等を出席者に伝えたとしても、そのことから直ちに、その行為が公務にあたるということは出来ないことが明らかである」と判示し、結婚式会場への公用車による送迎は、行政上必要な義務又はこれに準ずる業務には当たらないと結論づけている。つまり、個人としての儀礼に属するような私的な会合は、公務として認められないということである。

(3) 違法支出額の推定計算 (交通費)

平成28年度の公用車使用簿(クラウン)のうち、結婚式、葬儀等の私的な会合について使用されたのは、別紙のとおりである。ただし、葬儀等への参列が公務と公務の合間にされるために、その送迎に公用車を使用することが前後の公務にとって必要であると推察される場合は除いている。

まず、ガソリン代について算出する。別紙のとおり、平成28年度の走行距離は、511km、公用車(クラウン)の燃費が11.8km/L、大阪府下のガソリン価格(平成28年度)はハイオクで1リットルあたり134.4円である。

$$511 \div 11.8 \times 134.4 = 5,820 \text{ 円} \dots \textcircled{1}$$

次に高速代について算出する。平成28年5月3日、結婚式に出席するため大阪市北区へ行き、また、平成29年2月28日、見舞いに行くため大阪市中央区へ行っている。高速道路通行料は、富田林市役所から大阪市内までの往復でETC車料金を2,380円として計算する。

$$2,380 \times 2 = 4,760 \text{ 円} \dots \textcircled{2}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} = 10,580 \text{ 円 (違法支出額の推定計算-交通費)}$$

(4) 結論

よって、請求人らは、市長に対し、市が被った損害金を補填することを求める。最後に、本市の監査委員が付度などせず、良識ある判断をするよう強く求める。

4 事実証明書について

添付された事実証明書は以下のとおりである。

1	甲第1号証	公用車使用簿(クラウン)	1通
2	甲第2号証	自動車検査証(クラウン)	1通
3	甲第3号証	トヨタクラウンの燃費	1通
4	甲第4号証	給油所小売価格調査(経産省・エネ庁による調査)	1通
5	甲第5号証	事例研究『公用車使用基準と公費での議員パーティ参加について』	1通
6	甲第6号証	判例秘書(東京高裁判決/平成22年(行コ)第89号)の写	1通
7	甲第7号証	平成28年度・平成29年度分交際費執行明細	1通
8	甲第8号証	逐条解説 公職選挙法(下)抜粋(第249条の2)	1通

(事実証明書の内容は省略)

5 請求の受理

(1) 請求人の資格について

地方自治法(地方自治法については、以下「法」という。)242条第1項において住民監査請求を行なうことが出来る請求人とは、当該普通地方公共団体の住民と規定されている。本件請求人は住民監査請求の資格を有している。

(2) 請求の対象

法242条第1項の規定により、措置請求の対象は当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員とされており、本件請求は富田林市長に対し措置を請求している。

(3) 請求の期間について

請求人は情報公開制度を利用して取得した平成28年度及び平成29年度の市長の公用車使用簿（クラウン）のうち、平成28年度（平成28年4月から平成29年3月）に関して監査の対象としている。

住民監査請求は、各財務会計上の行為があった日から1年を経過したときはできないとされているところ、後述する問題点はあるものの、大半の行為はこの期間内のものであり、受理されるべきと判断される。

(4) 要件審査及び請求の受理

以上により、本件請求は法242条の要件を具備しているものと認め、平成29年8月22日にこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成28年度（平成28年4月から平成29年3月）の間に、市長が公用車を使用して、結婚式の披露宴や通夜、葬式に出席、また見舞いに行ったことは違法・不当な公金の支出にあたるかについて監査の対象とした。

また、追加申立により提出された平成28年度及び平成29年度の間に支出された市長交際費のうち、供花及び柵の支出が違法な公金の支出にあたるかについても、監査の対象とした。

2 監査対象部局

本件について、市長公室秘書課を監査対象とし、行政当局（市長）に対して意見書の提出を求めるとともに、平成29年9月19日に秘書課長より陳述を聴取し、また、詳細について説明を求めた。

3 監査対象部局の意見書の提出及び陳述等

監査対象部局の陳述として、次の意見書他の提出があった。

(1) 監査対象部局の意見の要旨

ア 平成28年4月11日から平成28年7月9日まで及び平成28年10月9日、平成28年11月5日、同月6日、平成29年2月27日の公用車の使用によるガソリン代及び平成28年5月5日の高速道路使用料に係る請求を却下するとの決定を求める。

イ その余の請求を棄却するとの決定を求める。

(2) 事実の認否

請求の内容(要旨)(1)記載の事実については、不知。

請求の内容(要旨)(2)第1段落記載の事実について、結婚式、葬儀等の私的な会合について使用されたとある点は争う。

同第2段落記載の事実について、大阪府下のガソリン価格を記載しているが、市の支払ったガソリンの価格は、市の指定業者と物品売買単価契約(別紙1)を締結し、各月の単価は変更契約書を締結することにより決定しており、下記のとおりである(単価は消費税抜き)。

平成28年4月1日から4月30日給油分までは10当たり	116円
平成28年5月1日から5月31日給油分までは10当たり	119円
平成28年6月1日から6月30日給油分までは10当たり	123円
平成28年7月1日から8月31日給油分までは10当たり	122円
平成28年9月1日から10月31日給油分までは10当たり	124円
平成28年11月1日から11月30日給油分までは10当たり	126円
平成28年12月1日から12月31日給油分までは10当たり	127円
平成29年1月1日から1月31日給油分までは10当たり	129円
平成29年2月1日から2月28日給油分までは10当たり	130円
平成29年3月1日から3月31日給油分までは10当たり	134円

同第3段落記載の事実について、平成28年5月3日の移動に要した高速道路通行料は、2,480円である。平成29年2月28日の移動に要した高速道路通行料については認める。

(3) 意見の理由

ア 監査請求期間について

監査請求の制限期間1年を算定する起算点は、「当該行為のあった日」または「終わった日」である(法242条2項)。この点につき、最高裁判所は、支出負担行為、支出命令について、それぞれ行為のあった日から監査請求期間を計算するのが相当であるとしている(最高裁判所平成14年7月16日民集56巻6号1339頁。判例時報1796号83頁)。

本件における公用車のガソリン代の支払いは、年度ごとに、市の指定業者と物品売買単価契約書を締結しており、公用車を使用し、給油を行った翌月に、市の指定業者からの請求に基づき、支出負担行為兼支出命令書により、支払いを行っている。次に、ETC利用料金は、高速道路を利用した翌月に阪神高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社からの請求に基づき、支出負担行為兼支出命令書により、支払いを行っている。

具体的には、平成28年6月給油分については平成28年7月19日に、平成28年7月給油分は平成28年8月18日に支払っており、また、平成28年7月中の実際の給油は7月15日及び27日に行っている(別紙2)。

このことから、①平成28年4月11日(行先:河内長野市要件:葬儀)、②平成28年4月20日(行先:市内要件:葬儀)、③平成28年5月3日(行先:大阪市北区要件:代議士親族披露宴)、④平成28年6月30日(行先:大阪狭山市要件:見舞い)、⑤平成28年7月1日(行先:市内要件:葬儀)、⑥平成28年7月9日(行先:堺市南区要件:葬儀)までの6件

に係るガソリン代については、平成28年7月19日以前の支払いに含まれるものである。また、③のETC料金については平成28年6月28日に支払っている。

そうすると、本件請求のうち、上記①、②、③、④、⑤、⑥に係る分は、同項所定の監査請求期間を過渡していることが明らかであり、かつ、この支出については、住民が知り得る状況にあり、秘密裡に支出されたものではないことから、同項ただし書の適用もない。したがって、これらについては、不適法であることが明らかであるため、速やかに却下されるべきである。

イ 公用車の使用者について

本件請求によると、請求人は、市長に対し、被った損害金の補填を求めているが、公用車使用履歴(別紙3)②、⑥、⑩、⑬、⑭及び⑯については、市長ではなく、公用車を使用したのは副市長である(本件請求甲第1号証の使用者欄を参照)。したがって、これらは本件請求の対象外となる。よって、これらに係る部分については、不適法であることが明らかであるため、速やかに却下されるべきである。

ウ 公用車の使用について

仮に(1)及び(2)の①、②、③、④、⑤、⑥、⑩、⑬、⑭及び⑯の各公用車の使用に関する支出が監査請求期間の制限が及ばない、又は本件請求の対象となるとしても、これらを含む公用車の使用については、下記のとおり適切であると考えられる。

まず、公用車の使用については、当然公務に限られるものであるが、このうち、市長の交際活動に関しての公用車の使用については、市長等の交際費の支出に関する判断基準を用いるものとされる。この点、最高裁判所は、「交際費とは、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長又はその他の執行機関が、行政執行上、あるいは当該団体の利益の為に当該団体を代表し外部と交渉をするために要する経費であり、その中には特定の事務の円滑適正な遂行を図ることを目的とするのではなく、交際それ自体、すなわち、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体が目的であるものも含まれるとし、また、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体が目的である場合には、関係者に対する儀礼を尽くすために必要な最小限度の範囲内において許容されたものであるから、儀礼を尽くす契機となった行事や出来事自体に公務性や行政上の有益性があることが要求されるものではなく、儀礼的行為を行うことによって行政の円滑な運営を図ることができるという公益に資するものであれば足りる」としている(前記最高裁判所平成18年12月1日判決。判例タイムズ1233号129頁)。

エ 個別検討

(i) 葬儀及び通夜への出席に際しての公用車の使用について

葬儀及び通夜に際しての香典等については、交際費から支出することは当然に認められているところである(昭和40年5月26日自治行第65号等参照)。そうすると、葬儀及び通夜に参列するために、公用車を使用することは、当然のことである。

この点、葬儀及び通夜の内容は、公用車使用履歴(別紙3)のとおりであり、市政と深くかかわりのある団体等の役員、尽力のあった者及び市の関係者に対して出席したものであり、市長が個人的に参列したものではありません。そして、葬儀及び通夜への参列は、市の行政の円滑化と社会福祉の増進などを目的に活動している市民等及びその親族に対する敬意を払う意味で、市を代表する公人としての行為であり、個人としての儀礼とする請求人の主張は失当である。

(ii) 披露宴の出席に際しての公用車の使用について

請求人は、東京高等裁判所平成22年9月16日判決を引用し、披露宴会場への公用車による送迎を個人としての儀礼として、公務と認められないと主張する。しかしながら、この事案は、私的な会合に参加した事案と考えられるため、本件とは内容を異にするものである。本件は、市を代表する市長に対して地元国会議員から招待状(別紙4)が届いたものであり、市長と国会議員との公的な関係を元にするもので、地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とするものである。地方公共団体はとりわけ、地元国会議員との円滑な関係を築くことが欠かせないものであり、客観的にも私的なものとはいえない。また、社会通念上儀礼の範囲である。

仮に、この出席を市長の私的な関係に基づくものと位置づけるのであれば、個人としての出席を強いることとなる。そして個人として出席しないのであれば、欠席することになる。本件は、他の自治体の首長が多数出席する中、富田林市長として来賓紹介を受けたもので、それを欠席したとなれば、国会議員との関係が悪化する恐れもあり、国、国会議員との良好な関係を築くことも市長として重要な事項であるところ、この責任を放棄することにもなる。このようなことから、地方公共団体の首長として、公務で出席するのは当然のことであり、これが認められないのであれば、市長として対外的に市を代表し、種々の関係者との良好な関係を構築する上で、著しい支障が生じる。

なお、これに関連する裁判例として、市長が国政政党の政治資金パーティーに出席し公用車を使用したことに関し、普通地方公共団体の首長として挨拶することは、国政政党と良好な関係を保つことに資するものであり、ひいては当該普通地方公共団体の円滑な運営や維持発展に資するものであり、当該会合の出席は、普通地方団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、また社会通念上儀礼の範囲にとどまるとしている(大阪地裁平成27年6月17日判例地方自治412号12頁)。

(iii) 見舞いの往訪に際しての公用車の使用について

見舞いの往訪に関しても、市を代表する公人としての市長が円滑な市政執行を期するために行う交際に必要なもので、それぞれ市行政の円滑化と社会福祉の精神に基づく活動をしている団体等の役員等に対し、いずれも富田林市の代表として見舞いをしたものであり、社会儀礼上の行為であって、私的な政治目的のものではないことから、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しているとはいえない。

この点、見舞いの内容は、公用車使用履歴(別紙3)のとおりであり、市政と深くかかわりのある団体の役員等を訪問したもので、市長が個人的に訪問したものでは一切なく、公務の範囲内である。したがって、見舞いの訪問は市を代表する公人としての行為である為、個人としての儀礼とする請求人の主張は失当である。

オ 結語

以上のとおり、本件請求のうち、監査請求期間を徒過する部分及び副市長が使用した部分については速やかに却下されるべきであり、その余の公用車の使用については、なんら違法、不当な点はない。

カ 証拠書類

別紙 1	物品売買単価契約書の写し	1 通
別紙 2	支出負担行為兼支出命令書(6件)の写し	1 通
別紙 3	公用車使用履歴	1 通
別紙 4	招待状の写し	1 通

(別紙の内容は省略)

4 請求人の証拠の提出及び陳述

法242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成29年9月19日に陳述の機会を与えた。

(1) 請求の期間について

市の決算は5月末であり、28年度の内容が明らかにされた起点と考えられるので、1年以内である。また、仮に法第242条第2項の規定の「当該行為のあった日又は終わった日から1年以内」の期間制限にあたるとしても、期間制限があるのは、「行為」に係る請求のみで、「怠る事実」に係る請求についての期間制限はない。違法な公金支出をしていながら、市側が返還を求めていることは「怠る事実」に該当するので、請求は可能である。

(2) 請求の経緯・主旨

ア まず、当初申立てをした、市長の公用車使用について述べる。

先の本年5月の住民監査請求(市職員の公務外での公用車使用における燃料費の請求)時の市長の対応を見るに、市長自身の公務についての認識に疑義が生じた。職員同様に市長にも違法な公用車使用があるのではないかと考え、情報公開請求を利用し調査したところ、結婚式、葬儀等の私的な会合に使用されていることが判明したものの。

本件の措置請求書提出時に添付した事実証明書甲第5号、また本日追加提出した甲第6号の東京高裁判例(平成22年(行コ)第89号)において、市長の結婚式への出席が「職場の上司としての招待に応じたものというべきであり、その性質上、個人としての儀礼に属する」と判断された。この事例は結婚しきであるが、市政にとって意義がなく、個人の儀礼に属することは葬儀についても同じであると考ええる。

また、長年市政に貢献した職員に市を代表して感謝の意を表するとしても、では長年とは勤続何年なのか、どんな貢献をしたのか等、全てにおいて基準があってしかるべきであり、対象をどこまで広げるのかはきりが無い。先の東京高裁判例では特に職員の役職や地位に関わらず、職員の上司としての立場で招待されたものと総括されており、この判例から倣うに、誰であっても職員の葬儀等に公用車を使用すべきではない。行ったとしても税金を使うべきではない。

なお、政治パーティなどに公人として出席することを公務と認めている判例もあるが、あくまで市政にとって意義がある場合である。

イ 次に、追加申し立てをした市長交際費の支出について述べる。

甲第7号の事実証明書は市のホームページに掲載されている「市長の記録」から得たものの一部抜粋である。

市長交際費から、例えば平成28年4月11日に支出しているような榊・供花は公職選

挙法249条の2に違反するのではないか。

甲第8号の事実証明書から、本人が結婚披露宴に自ら出席しその場においてする祝儀の供与や、葬式に自ら出席しその場においてする香典の供与は同条で寄付の例外と規定されているが、たとえ、葬式に出席していたとしても供花や花輪あるいは線香を出すことは罰則の対象になるものと解される。そこで、事実証明書の甲第7号を見ていただくと早速供花、桜が出てきている。しかも、同年4月11日については実は公用車を使用して出席しており、二重に違法である。

今度公用車の使用基準を作るとのことだが、市長の公用車使用のことなども踏まえながら使用基準をきちんと定めるべきである。

第3 監査の結果

1 審査請求の期間について

- (1) 住民監査請求は、各財務会計上の行為があった日から1年を経過したときはできないとされている（地方自治法242条2項本文）。そして、監査請求の制限期間1年を算定する起算点は、「当該行為のあった日」または「終わった日」であり、支出負担行為、支出命令について、それぞれ行為のあった日から監査請求期間を計算するのが相当であるとされている（最高裁判所平成14年7月16日民集56巻7号1481頁）。

そこで、監査対象部局は、本件における公用車のガソリン代の支払いやE T C利用料金の支払いについてみるに、①平成28年4月11日、②平成28年4月20日、③平成28年5月3日、④平成28年6月30日、⑤平成28年7月1日、⑥平成28年7月9日の6件に係るガソリン代、及び、③のE T C利用料金については、平成28年7月19日以前の支払いであり、監査請求期間を徒過していることが明らかであると主張する。

また、1年を経過した場合であっても、「ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」（同条項ただし書き）とされている。

そこで、監査対象部局は、本件における公用車のガソリン代の支払いやE T C利用料金の支払いは、住民が知り得る状況にあり、秘密裡に支出されたものではないことから、この適用もないと主張する。

- (2) たしかに、監査対象部局が指摘する前記①から⑥までの支払いについては、各財務会計上の行為があった日から1年を経過している。そこで、同条ただし書きの適否が問題となる。

この点、最高裁判所は、当該行為が秘密裡にされた場合に限らず、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合にも、当該行為が秘密裡にされた場合と同様、「正当な理由」の有無については、特段の事情のない限り、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたときから相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきとする（最高裁判所平成14年9月12日判決民集56巻7号1481頁他）。また、具体的には、ただし書きの適用のためには、当該財務会計上の行為が、市議会の委員会において各支出の不明朗さが指摘された事実を新聞が報道した日ころには、市の一般住民において相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に本件各財務会計行為の存

在及び内容を知ることができたというべきであり、当該住民が同日ころから相当な期間内に監査請求をしなかった場合には、法242条2項ただし書きにいう正当な理由がないというべきであると判示している（前記最高裁判所平成14年9月12日判決）。また、相当な期間内にあたるかどうかについては、当該報道した日から66日以内に監査請求書を提出しようとしているのであれば相当な期間内であると判示している（前記最高裁判所平成14年9月12日判決）。

- (3) 本件についてみるに、公用車使用簿は一般には公開されておらず、また市議会でも問題視されていないなか、本件請求人が別件についてなした平成29年6月末の情報公開請求で、これらの公用車使用簿の存在をはじめて知ったと述べている。

以上からすると、当該普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて右の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたというべきである。

したがって、法242条2項ただし書きにいう正当な理由が認められ、本件各財務会計上の行為はすべて監査請求の期間を遵守しているものということができる。

2 副市長の公用車使用について

- (1) 監査対象部局は、請求人が市長に対し被った損害金の補填を求めているが、公用車使用履歴をみると、②、⑥、⑩、⑬、⑭、及び⑯については、市長ではなく副市長が公用車を使用しているものであり、これらは本件請求の対象外であり、これらに係る部分については、不適法であり却下されるべきと主張する。

- (2) この点、本件請求は、市長に対し被った損害金の補填を求めるものではあるが、結婚式や葬儀等の私的な会合へ行くために公用車を使用したことが、公務性が否定され違法な公金支出であるとして、市長に対し富田林市が被った損害金を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求しているものである。

したがって、かかる監査対象部局の主張は認められないというべきである。

3 各財務会計上の行為—市長公用車使用について

- (1) 公用車使用の適法性・相当性

ア 判例

前記最高裁判所平成18年12月1日判決によると、地方公共団体の首長又はその他の執行機関が、各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、その交際が一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったとしても、住民の福祉を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施するという普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係を維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事項に含まれるものとして許容されるが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されない。

次に、公用車の使用が公務の遂行に必要なものか否かに関しては、本件各行為の当時、本市に

は公用車に関して、富田林市庁用自動車の管理及び運行に関する規程があるが、その内容は、主に公用車の安全管理に関するもので、使途基準の規定はない。しかし、公用車の使用は、当然「公務」に限られるべきであり、目的地における訪問目的が客観的に「公務」にあたるものでなければならぬというべきである。

イ 本件各行為について

(i) ③平成28年5月3日(使用者 市長、要件代議士親族披露宴)の公用車使用

市長が、地元選出の衆議院議員の親族の披露宴に出席することは、それが当該議員の親族主催の披露宴であるとはいえ、本件では、普通地方公共団体の首長として招待を受け、近隣自治体の首長、議員、商工会等各種団体の代表など政財界を代表する多数の者が出席する披露宴の最中、富田林市長として紹介を受けテーブルの自席で起立し祝辞を述べるとともに、同席した近隣自治体の首長と市政等に関する意見交換も行ったというのである。

市長のかかる行為は、国民民主党のみならず近隣自治体等と良好な関係を保ち、ひいては富田林市の円滑な運営や信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ当該披露宴に出席すること自体が社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであるということができる。なお、請求人が指摘する東京高等裁判所平成22年9月16日判決は、職員又はその子供の結婚式に、職場の上司としての招待に応じたものであり、個人としての儀礼に属することであって、市長の公務ないしそれに準ずるものと認めることはできないとしたものであって、本件とは事実関係を異にするものということが出来る。

(ii) ⑥平成28年7月9日(使用者 副市長、要件 市職員の葬儀)、⑩平成28年10月9日(使用者 副市長、要件 市職員の通夜)、⑪平成28年10月10日(使用者 市長、要件 市職員の葬儀)

請求人は、職員の結婚式に出席する場合を例にとり、職員の結婚式に出席する場合は、市長と当該職員の私的なつながりに基づき、職場の上司としてかかる私的な会合に出席するものであり、仮に市長がその会合においてスピーチをし、市、市政、当該職員の職務内容等に関することを話題として取り上げたとしても、それは市長が担っている公的な役割、職務を積極的に果たしていると評価することはできず、スピーチが公務に当たるといえることはできないことが明らかである。そして、そのような性質を有する本件結婚式に出席するため、市長が公用車を使用した行為は、裁量権を逸脱又は濫用した違法があると主張し、本件もこれに準ずると述べる。これに対し、監査対象部局は、市長は、市民福祉の向上のため長年職務に精励した職員の死に際し、市長として市を代表して、親族に悔みを述べるとともに、その貢献に対して感謝の意を表すために公務として参列したものであり、社会通念上、儀礼の範囲の交際であると反論する。

この点、たしかに、職員の通夜・葬儀は、喪主が執り行う私的な儀式であるが、そこに市長として参列することは、たんに職場の上司としての立場にとどまらず、市を代表して悔みを述べ、長年行政を担ってきた当該職員の職務精励に謝意を表すためのものであり、そのことは、在職中死亡した職員に対して市長から感謝状が授与されていることにも表れているということが出来る。すなわち、首長として富田林市の円滑な運営を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであるということが出来る。

(iii) ⑬平成28年11月5日(使用者 副市長、要件 多田利喜市長の母の通夜)、⑭平成28年11月6日(使用者 副市長、要件 多田利喜市長の母の葬儀)

請求人は、市長が喪主を務める実母の通夜・葬儀に参列するものであり、前記(ii)と同様、

私的な会合に出席するもので、公的な役割を果たすものではないなどと主張する。これに対し、監査対象部局は、副市長が市を代表して弔慰を表す為に参列するもので、また、当該通夜、葬儀には、地元国会議員・府議会議員、近隣市町村長、各種団体関係者等、多数の弔問がある中で、副市長がこれら弔問客に対応することも含めて、社会通念上、儀礼の範囲の交際であり、公務であると反論する。

この点、たしかに、市長が喪主を務める通夜・葬儀であって、前述（ii）と同様私的な儀式であるが、副市長は、市を代表して弔意を表すために参列するだけでなく、市長が喪主を務めることから、市長の職務とつながりのある地元議員、近隣市町村長、各種団体関係者等多数の弔問客が想定され、これに市長に代わり市を代表して対応することが求められるのであり、場合によってはこれらの参列者との間で市政に関する話題について意見交換を行うことも想定されることからすると、近隣自治体等と良好な関係を保ち、ひいては富田林市の円滑な運営や信頼関係の維持を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつかかる参列は社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであるということが出来る。

- (iv) ㊸平成29年2月27日（使用者 市長、要件 谷口勝彦副市長の母の通夜）、㊹平成29年2月27日（使用者 副市長、要件 谷口勝彦副市長の母の通夜）、㊺平成29年2月28日（使用者 市長、要件 谷口勝彦副市長の母の葬儀）

請求人は、副市長が喪主を務める実母の通夜・葬儀に参列するものであり、前記（iii）と同様、私的な会合に出席するもので、公的な役割を果たすものではないなどと主張する。これに対し、監査対象部局は、前記（iii）と同様、市長や副市長が市を代表して弔慰を表す為に参列するもので、また、当該通夜、葬儀には、地元国会議員・府議会議員、近隣市町村長、各種団体関係者等、多数の弔問がある中で、市長や副市長がこれら弔問客に対応することも含めて、社会通念上、儀礼の範囲の交際であり、公務であると反論する。

この点、たしかに、副市長が喪主を務める通夜・葬儀であって、前述（ii）（iii）と同様私的な儀式であるが、市長や副市長は、市を代表して弔意を表すために参列するだけでなく、副市長が喪主を務めることから、副市長の職務とつながりのある地元議員、近隣市町村長、各種団体関係者等多数の弔問客が想定され、これに副市長に代わり市を代表して対応することが求められるのであり、場合によってはこれらの参列者との間で市政に関する話題について意見交換を行うことも想定されることからすると、近隣自治体等と良好な関係を保ち、ひいては富田林市の円滑な運営や信頼関係の維持を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつかかる参列は社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであるということが出来る。

- (v) ㊻平成29年3月30日（使用者 市長、要件 電力会社社長の母の葬儀）

請求人は、（ii）等と同様、私的な会合に出席するもので、公的な役割を果たすものではないなどと主張する。これに対し監査対象部局は、当該電力会社が市政と重要な関係にあり、加えて、不定期ではあるが役員等が市長を表敬訪問され、事業状況の報告や意見交換を行っており、さらに、当該電力会社社長が〇〇〇〇であることから面識があり、社長が喪主を務める母の葬儀に、儀礼的交際として参列したものであると反論する。

この点、監査対象部局が述べるまでもなく、当該電力会社との間には、道路や下水道工事の際の電柱移設や、防犯カメラ設置にかかる電柱使用許可などの法的関係が存在し、防災訓練時には、啓発ブースの出展、高所作業車の展示など防災面でも協力を得る関係もある。また、役員等の表敬訪問や事業状況の報告を受けたり意見交換を行っているというのである。

かかる重要な関係を有する会社社長の母の通夜・葬儀に市を代表して参列することは、当該会社と良好な関係を保つことに資するものであり、ひいては市の円滑な運営や信頼関係の維持発展を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつかかる参列は社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであるといえることができる。

なお、利害関係を持つ会社との関わり方について懸念する考え方も想定されるが、儀礼的交際の範囲にとどまるものであり、公用車の使用以外にとくに公金を支出するものではないことから公務として問題はないと考えられる。

(vi) 前記 (ii) 乃至 (v) 以外の葬儀への参列 (①、②、⑤、⑦、⑧、⑨、⑫、⑭、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒) 及び、見舞い (④、㉓)

請求人は、いずれも私人が喪主を務める葬儀に参列するものであり、前記 (ii) 乃至 (v) と同様、私的な会合に出席するもので、公的な役割を果たすものではないなどと主張する。

しかし、これらのうち、葬儀については、いずれも富田林市議会の議員もしくは元議員・地元選出府会議員の父又は母、各種団体関係者、若しくは市から授賞された受賞者の葬儀への参列である。また、見舞いについては、各種団体関係者に対する見舞いである。たしかにこれらの葬儀は私人が喪主を務めるものであり、かつ個人を見舞う行為である。しかし、対象者はいずれも市政とつながりのある者であり、市長や副市長は、市を代表して、かかる対象者の葬儀や見舞いを行うものである。したがって、これらの行為は、市議会のみならず各種団体関係者等と良好な関係を保ち、ひいては富田林市の円滑な運営や信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ社会通念上儀礼の範囲にとどまるものであるといえることができる。

ウ 小括

以上から、市長又は副市長のいずれの行為も、その目的地における訪問目的が、普通地方共団体の事項に含まれるものとして許容されるものであり、公務にあたるといえることができる。

よって、そのための公用車の使用が違法又は不当なものといえることはできない。

4 各財務会計上の行為—市長交際費の支出について

(1) 公職選挙法の規定の適否

ア 事実関係の確認

本件請求について監査した結果、公職選挙法について、次の事実を確認することができる。

(i) 公職選挙法の規定

公職選挙法199条の2第1項は、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならないと規定する。

また、公職選挙法199条第2項は、公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内のある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもってするを問わず、これをしてはならないと規定する。

次に、公職選挙法199条の3は、公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはならないと規定している。

(ii) (i) の解釈について

公職選挙法199条の2第2項の規定する「公職の候補者等以外の者」には、国や地方公共団体が含まれるものと解されているが、例えば「〇〇市長 甲山乙夫」と表示して記念品を贈呈することについては、一般的には、これを予算に基づいてされるものであり、また市を代表して行っているものと認められるので、公職の候補者等を名義人とする寄附とは認められないものと解されている。しかしながら、氏名を表示することは、公職選挙法199条の3の場合と同様にその立法趣旨にかんがみ差し控えるのが適当である。また、公職選挙法199条の3の規定する「会社その他の法人又は団体」には、地方公共団体は含まれないと解されている。

この点、地方裁判所の裁判例ではあるが、住民である原告が、市の職員の葬儀の香料、生花代、姉妹都市の市長の親族の葬儀の香料、生花代を含む市長交際費の支払いについて、違法な公金の支出にあたる旨主張して、市長に損害賠償請求するよう求めた住民訴訟において、「市の代表機関である市長を名義人として行われたものであって、市長個人を名義人として行われたものではない上、市の予算に基づき、適法な手続を経て行われているものであるから、公職選挙法199条の2及び199条の3によって制限される寄付に該当するものでなく、政治資金規正法21条1項及び22条の3第1項により禁止される寄付にも該当しないというべきである。なお、公職選挙法199条の3、政治資金規正法21条1項及び22条の3第1項についても、同条の「団体」には、地方公共団体は含まれないと解され、本件各市払において上記規定が適用されるものではない。したがって、原告の主張はいずれも理由がない。」と判示しているところ（横浜地方裁判所平成26年12月24日判決判例地方自治407号26頁）、かかる解釈は妥当と考えられる。

(2) 本件各交際費支出行為について

そこで、請求人が指摘する市長交際費が支出されている本件各交際費支出行為をみると、供花や桜は、監査対象部局からの説明によれば、いずれも「富田林市長」としてあげられていることが確認でき、前述(1)の公職選挙法の諸規定に反するものとはいえない。

したがって、請求人が主張する公職選挙法249条の2に違反するものとはいえない。

(3) 判断

請求人が主張する同解説（公職選挙法第249条の2）の「供花や花輪あるいは線香を出すことは罰則の対象となるものと解される。」は、第199条の2の規定に違反した寄附の解釈であるが、担当部署からの意見書からもまた、上記記載のとおり地方公共団体である市が予算措置に基づき、「富田林市長」と表示のみで個人名を表示しない方法での供花等に支出することは同条による候補者等の寄附禁止規定に該当しないものである。

5 結論

平成29年8月10日請求に係る公用車使用に係る本件請求人の主張には理由がないと認める。

6 意見

本監査結果報告に先立つ平成29年5月1日付け富田林市職員措置請求に係る同年6月2

9日付け監査結果において、相当期間内に、公用車の使途基準の規程を定め、公用車使用簿もそれに従って内容をあらためるのが適切であると考えたとの意見を付したところである。あらためて、本監査結果報告においても同様の意見を付すこととする。併せて、以下のとおり申し述べることとする。

市長又は副市長の冠婚葬祭、とくに私人が喪主を務める通夜・葬儀への列席にあたっては、最高裁判所判例が示すように、「住民の福祉を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施するという普通地方公共団体の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係を維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ社会通念上儀礼の範囲にとどまるものである限りにおいて認められる」という基準に従い、その範囲内で公用車の使用が認められるものであると理解されたい。かかる解釈に沿った適切な運用を心掛けられるよう求めるものである。

以上